

令和元年度事業実績及び 令和2年度事業運営方針についての主な御質問

Q1 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により歳入不足が懸念される地方自治体への国の資金繰り支援策について

- (1) 一般市町村が「減収補てん債」を発行する場合に、地方公共団体金融機構資金を充当することが示されているが、その規模や方法は。
- (2) 公営企業で生じる資金不足について「特別減収対策企業債」を発行できることが示されているが、「特別減収対策企業債」は、地方公共団体金融機構資金の対象となるか。
また、現在公営病院に対して行っている支援及び今後の予定は。

A

- (1) 現時点では規模や制度等の詳細は明らかになっていないため、今後、国における地方債計画の改正を踏まえ、適切に対応してまいります。
- (2) 「特別減収対策企業債」は、機構資金の対象となります。
公営病院に限らず、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等による公営企業の資金不足額について、市町村が起債を行う場合は優先的に機構資金の対象となります。今後、国における地方債計画の改正を踏まえ、適切に対応してまいります。

Q2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響及び対応について

- (1) 貸付け（貸付額・貸付配分・貸付条件等）への影響は。
また、貸付先の自治体の資金需要の変化は。
- (2) 今年度の資金調達計画を変更する可能性は。
- (3) 地方公共団体の資金繰り対策の一環として、地方公共団体金融機構の短期貸付を活用された事例は。
また、活用を促すための方策は。

A

- (1) 当機構は、地方債計画に基づき、国や都道府県から個別団体へ同意等があったものについて貸付けを行っております。今後、当該影響等を踏まえた国における地方債計画の改正を踏

まえ、適切に対応してまいります。

- (2) 資金調達計画につきましては、調達状況や市場の状況等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しをこれまでも行ってきているところですが、今後もこれらの状況を踏まえ、必要に応じて見直し等を行ってまいります。
- (3) 現時点で資金繰り対策の一環として、短期貸付を活用された事例はございません。
地方公共団体に対する融資については、地方公共団体に対する「融資の手引き」や機構ホームページにおいて、適切に情報を提供しております。

Q3 グリーンボンドについて

- (1) グリーンボンド等SDGs債の今後の発行方針は。
- (2) 円建てでの発行の可能性は。
- (3) 下水道事業以外の資金使途での発行の可能性は。
- (4) 調達した資金の貸付実績に係る情報開示の時期は。

A

- (1) ~ (3) について

グリーンボンドの発行及び発行通貨につきましては、市場動向を踏まえ、国外債での発行を引き続き検討してまいります。また、資金使途についてはグリーンボンドフレームワークにおいて、下水道事業としております。当機構の貸付事業は多岐にわたり、下水道事業以外の貸付事業についてもSDGsに即した事業が多くございますが、当面は、下水道事業で発行いたします。

- (4) 本年2月に発行いたしました下水道事業を対象事業としたグリーンボンドにつきましては、本年夏頃に充当資金の貸付け先、環境効果等について公表できるよう、現在準備を進めております。